

---

◎町長あいさつ

○議長（藤井 要君） 申し上げます。

長嶋町長から発言を求められておりますので、この際、発言を許します。

○町長（長嶋精一君） 令和2年松崎町議会第4回定例会の閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。本定例会に私どもが提案申し上げました案件につきまして、慎重審議をいただき、いずれも原案どおり、可決承認いただきましてありがとうございます。これからも、今議会でご指摘やご助言をいただきました事項につきまして、それぞれを真摯に受け止め、今後の町政運営に反映するよう、努力してまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それから、議員の皆様にもさらにご理解をいただきたく簡単に特別職ということについてご説明をしたいと思います。特別職というのは、町長、副町長、教育長でございます。説明申し上げます。地方公務員法第4条第2項の規定により、地方公務員法の適用を受けない、これが特別職であります。2つ目、特別職はその職務の性質上、正規の勤務時間における職務専念義務という考え方がない。ただし、教育長は別で、規定がございます。3つ目、自己の責任で職責を果たす事が期待され、職務には勤務時間という概念がない。4つ目、常時勤務することを必要とする事のない職である。これは、地方公務員法で規定されております。これを持ちまして閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

（午前10時18分）